

令和8年度 墨田区立小梅小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。
- (3) いじめは、児童の生命並びに心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすものである。
- (4) 全ての児童が、「優しさ」と「おもいやり」の心を大切にし、安心して学習やその他の活動に自信をもって自由に取り組むことが出来るよう、安心・安全を保障するものである。
- (5) いじめは、どこでも起こり得るという認識のもと、いじめ防止のための対策に取り組み、いじめを発見した場合には、迅速かつ慎重に組織で対処していく。
- (6) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが重要であるという認識のもと、関係団体や関係機関との緊密な連携を図るものとする。

2 学校及び教職員の責務

教職員は、保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

3 保護者の責務

- (1) 保護者は、自分の子供の教育について第一に責任を負うものであり、その保護する子供がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うために必要な指導を行う。
- (2) 保護者は、自分の子供がいじめを受けた場合には、適切にいじめから子供を保護する。
- (3) 保護者は、区や学校等が取り組んでいるいじめ防止のための手立てに対して協力する。

墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年12月10日制定より）

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

小梅小学校は、いじめ防止に関する措置を行うための組織として「小梅小学校いじめ対策委員会」を設置する。

② 所掌事項

○校内のいじめ未然防止対策に関すること。

○家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。

○いじめ発生時における具体的な対応に関すること。

○いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関わること。

③ 会議

「小梅小学校いじめ対策委員会」を置き、毎月1回定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、主幹、生活指導主任、いじめ担当主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、校長が必要であると認めるもの

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

小梅小学校は、いじめの未然防止及び発生時における対応機関として、学校サポートチームを設置する。

② 所掌事項

- 校外のいじめ未然防止対策に関すること。
- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。
- いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関わること。

③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年3回定例会議を行う。
必要に応じて臨時会議を設ける。

④ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、PTA会長、PTA顧問、民生・児童委員
青少年委員、保護司、校長が必要であると認めるもの

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ①「いじめは絶対に起こさない」「見て見ぬふりをしない」という学校風土の構築
- ②豊かな人間関係を築くため、充実した集団体験（集団登校、たてわり班、小梅フェスティバルなど）の提供
- ③豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、人権教育及び道徳授業の充実
- ④毎週、生活指導情報交換会（イブニング・エコー）で正確な情報提供と配慮児童に対する教職員の同一指導の徹底
- ⑤児童がいじめについて学び、主体的に判断し、いじめ防止を訴えることが出来る環境作り
- ⑥校内研修による教職員のいじめに対する意識の向上
- ⑦児童・保護者を対象とした、いじめ防止の啓発活動
- ⑧学校便り等を通じた地域・家庭との緊密な連携・協力

(2) 早期発見のための取組

- ①児童が発する小さなサインを見逃すことがないように、心や身体の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取るチェック機能・感性の強化
- ②定期的な状況調査・教育相談等の実施により、早期におけるいじめの実態把握及び児童がいじめを訴えやすい人的環境整備
- ③養護教諭やSCからの迅速な情報収集体制の確立
・SCによる全員面接（3・5年生実施）
- ④教職員全体によるいじめ情報の共有化
- ⑤「学校生活アンケート」等の有効活用

(3) 早期対応のための取組

- ①学校・家庭・地域・関係団体との連携のもと、いじめに対する危機管理意識をもち、組織的解決を図るための校内体制の確立
- ②いじめられた児童の安全確保
- ③いじめを伝えた児童の安全確保
- ④いじめられた児童が落ち着いて授業が受けられる環境整備
- ⑤いじめをした児童・保護者に対する指導の徹底
- ⑥いじめを黙認・傍観していた児童への指導の徹底
- ⑦いじめられた児童の保護者に対する説明・助言と今後の対応方針説明

- ⑧全体保護者会による説明等、情報提供と今後の方針説明
- ⑨教育委員会への報告及び関係機関との連携
- ⑩いじめが犯罪行為と認められた事案の警察との連携
- ⑪学校サポートチームとの連携

(4) 重大事態への対処

- ①いじめられた児童の安全確保と心のケア
- ②いじめられた児童が、通常の教育を受けられる環境整備
- ③いじめをした児童の「出席停止」等の対応と心のケア
- ④いじめをした児童の保護者への連絡と対応説明
- ⑤教育委員会への報告と協議
- ⑥いじめが犯罪行為と認められた事案の警察との連携

6 教職員研修計画

- (1) 職員会議での「いじめ防止基本方針」の説明
- (2) 生活指導全体会での「いじめ防止基本方針」の具体事例説明
- (3) 「いじめ防止教育プログラム」等による校内研修の実施

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) P T A役員会での啓発
- (2) 学校だより、学年だより、P T A広報誌によるいじめ防止の啓発
- (3) 登校時における旗当番による声かけの励行

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域8町会主催の「地域子供会」での啓発
- (2) 問題が家庭内に起因する場合、子育て支援センターとの連携
- (3) 問題が地域社会に起因する場合、地域町会への働き掛け
- (4) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合、警察と連携
- (5) さくら橋コミュニティセンターとの情報交換
- (6) 学校サポートチームとの情報交換と連携

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年度末、全児童・保護者より学校評価を行う。
- (2) 毎年度末、学校運営連絡協議会より、学校評価を行う。
- (3) 上記の学校評価を受け、必要に応じ基本方針の改善を行う。

以上